

議案第121号

北上市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北上市スポーツ施設条例（平成3年北上市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称		位置		名称		位置			
[略]				[略]					
北上市民黒岩スポーツ交流館		[略]		北上市民黒岩スポーツ交流館		[略]			
北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]		北上市民口内スポーツ交流館		北上市口内町新町138番地2			
[略]				北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]			
2 [略]				2 [略]					
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）					
名称		使用 期間	使用時間	摘要	名称		使用 期間	使用時間	摘要
[略]					[略]				
北上市民黒岩スポーツ交流館		[略]			北上市民黒岩スポーツ交流館		[略]		
北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]			北上市民口内スポーツ交流館		年間	午前9時から 午後9時まで	
北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]			北上市民稲瀬スポーツ交流館		[略]		

北上市民相去体育館	年間	午前9時から 午後10時まで	
[略]			
北上市多目的催事場	年間	午前9時から 午後10時まで	
[略]			

別表第2（第4条関係）

名称	休館日
[略]	[略]
北上市民黒岩スポーツ交流館	
北上市民稲瀬スポーツ交流館	
[略]	
[略]	

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]				

北上市民相去体育館	年間	午前9時から 午後9時まで	
[略]			
北上市多目的催事場	年間	午前9時から 午後9時まで	
[略]			

別表第2（第4条関係）

名称	休館日
[略]	[略]
北上市民黒岩スポーツ交流館	
北上市民口内スポーツ交流館	
北上市民稲瀬スポーツ交流館	
[略]	

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民黒岩スポーツ交流館	[略]				
北上市民口内スポーツ交流館	競技場	1面1時間 までごとに	高校生以下	170	
			一般	570	

北上市民稲 瀬スポーツ 交流館	[略]				
[略]					
北上市民江 釣子体育館	競技場	[略]			
	柔道場	1面1時間 までごとに	高校生以下 一般	170 570	
江釣子勤労 者体育セン ター	[略]				
[略]					
[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の北上市スポーツ施設条例（以下「新条例」という。）に規定する北上市民口内スポーツ交流館に係る使用許可は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 北上市民口内スポーツ交流館に係る新条例第16条の指定管理者の指定等の規定は、令和8年度は適用しない。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市民口内スポーツ交流館を設置するほか、所要の改正をしようとするものである。